

# 有機こんにゃくをはじめとしたぐんまのこんにゃくPR業務 仕様書

## 1 業務の名称

有機こんにゃくをはじめとしたぐんまのこんにゃくPR業務

## 2 事業目的

コンニャクイモは全国収穫量の95%を群馬県が占める、群馬県の代表的な特産品である。近年では、欧米諸国での環境保全意識の高まりから有機農産物への関心が高まるとともに、ヘルシーフードとしてこんにゃく製品の輸出量が伸びていることから、海外に向けて有機こんにゃくをはじめとしたこんにゃくのPRを行い、海外でのこんにゃく製品の知名度向上や需要拡大を図る。

## 3 契約期間

契約締結日から令和7年2月28日（金）まで

## 4 委託限度額

金1,612,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）

## 5 業務内容

以下の企画内容に係る業務管理（企画立案、実行、情報収集、連絡調整、スケジュール管理等）を実施する。

### (1) 有機こんにゃくをはじめとしたぐんまのこんにゃくPR業務の運営実施

#### ア 内容

海外での有機こんにゃくをはじめとしたこんにゃく製品の認知度向上につながるよう、外国人インフルエンサーにより、InstagramやYouTube等のSNSで群馬県内から情報発信をすること。発信内容には以下のものを含めること。

- ・こんにゃく製品やこんにゃく料理を食べた際の感想
- ・有機こんにゃくの希少さが分かる内容
- ・こんにゃく製品の製造過程（コンニャクイモからこんにゃく製品が製造される過程）を外国人に説明する内容

#### イ その他

- ・フォロワー数やチャンネル登録者数、閲覧回数など事業効果が測定できる方法であること。

## 6 実施体制等

- (1) 業務性質を鑑み、適任者を配置すること。

- (2) 各業務従事者を明記した体制を示す書類を群馬県に提出し、業務従事者のうち1名を業務責任者として指名すること。

なお、業務責任者を変更する場合は、あらかじめ連絡すること。

## 7 実施報告書の提出

委託業務完了後、令和7年3月7日（金）までに「実施報告書」（様式任意）を作成し、群馬県に提出して検査を受けるものとする。

## 8 その他

- (1) 本業務の履行にあたっては、業務内容を群馬県と連絡を密にとりながら誠実に履行するとともに、作業の進捗状況を随時、群馬県に報告すること。
- (2) この仕様書に記載されていない事項及び疑義または不測の事態等が生じた場合は、その都度、群馬県と協議の上決定すること。
- (3) 受託者は、業務にかかる各種検査が行われる場合は協力すること。また、群馬県は随時立ち合うことができるものとする。
- (4) 本業務より作成された成果品に係る著作権及び著作権は、著作者人格権等譲渡になじまない権利を除き群馬県に帰属するものとする。本業務の中で使用するコンテンツ、受託者の創案した発想、アイデア又は作成した映像の中で、既に他の者が所有権、著作権を持つ者がある場合には、受託者において承諾を得るとともに、これらに係る必要経費は受託者負担とする。
- (5) 業務の実施にあたっては、各種関係法令・条項等を遵守し、適正な業務履行に努めること。本業務により知り得た個人情報、この事業の目的以外に使用してはならない。これは、業務期間終了後も同様とする。
- (6) 本業務の実施に伴い、第三者に与えた損害は、群馬県の責めに帰すべきものを除き、受託者の責任において対応すること。